

蒲郡市柑橘マルチ栽培推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 蒲郡市柑橘マルチ栽培推進事業費補助金（以下「補助金」という。）は、柑橘類における実品質の高位均質化に取り組み、果樹園経営の安定的発展を図るため、通気性及び透湿性を持つ不織布を使用するマルチ被覆栽培事業の資材購入に対して、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱で必要な事項を定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、市内に住所を有する農業者、農業協同組合及び農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）とする。

(補助金の額)

第3条 この補助金の交付額は、マルチ被覆栽培用の資材購入費の10分の2以内の額（限度額2万円）とする。ただし、百円未満は切り捨てるものとする。

2 補助金は、交付対象者に当該年度につき1回を限度として交付する。

(交付対象期間)

第4条 交付対象事業の実施期間は、当該年度の4月1日から同年度の3月31日までとする。

(交付の手續)

第5条 補助金の交付を申請しようとする交付対象者は、蒲郡市柑橘マルチ栽培推進事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請書の提出時期は、別に定める期日までとする。

3 交付対象者は、補助金の交付に係る手續及び補助金の受領を農業協同組合又は農事組合法人に委任することができる。この場合において、委任を受けた者が前項の申請を行うときは、蒲郡市柑橘マルチ栽培推進事業費補助金交付手續及び補助金受領に係る委任状（第2号様式）を交付申請書に添付するものとする。

4 交付対象者は、交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する

額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該補助金の額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めた者について、速やかに補助金の交付決定をしなければならない。

2 前項の規定により、補助金の交付決定をしたときは、補助金の交付を申請した交付対象者に蒲郡市柑橘マルチ栽培推進事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、速やかに補助金の交付決定を通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第7条 前条第2項の規定による補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）が規則第8条に規定する申請の取下げをする場合は、交付決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第8条 補助金交付決定者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ蒲郡市柑橘マルチ栽培推進事業費補助金変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定内容を変更し、又は条件を付し、蒲郡市柑橘マルチ栽培推進事業費補助金変更決定通知書（第5号様式）により、補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助金交付決定者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を得なければならない。

（事業遅延の報告）

第10条 補助金交付決定者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

らない。

(実績報告)

第 1 1 条 補助金交付決定者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、蒲郡市柑橘マルチ栽培推進事業実績報告書（第 6 号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 前項に規定する市長が必要と認める書類については、別に定めるものとする。

3 第 1 項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して 2 0 日を経過した日又は当該年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第 1 2 条 市長は、実績報告があったときは、内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、蒲郡市柑橘マルチ栽培推進事業費補助金確定通知書（第 7 号様式）により、補助金交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第 1 3 条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を前金払により交付することができる。

(帳簿等の備付)

第 1 4 条 補助金交付決定者は、当該補助事業に係る帳簿及び証拠書類その他実施の経過を明らかにする必要な書類を備えて当該補助事業の完了後 5 年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 1 月 7 日から施行し、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。